

登録自動車と軽自動車の手続きに関する 2

Yes or No クイズ

- a) 所有者の車検証上の住所と現在の印鑑証明の住所が違う場合は住所をつなげる必要はあるが、複数回、変更ある場合は、最後の住所に変更登録して、廃車に関する手続きができる。 Yes No
- b) 現所有者が、未成年の場合、親などの同意書が、廃車関係手続きに関してはいらない 処分を許された財産 Yes No
- c) 自動車リサイクル法の適用は、二輪車に関しても適用される Yes No
- d) 車検証を紛失した登録自動車の廃車手続きは、現在登録証明書を使用できるが、紛失理由書は必要である Yes No
- e) 大型特殊自動車・小型特殊自動車は自動車リサイクル法の適用外となる Yes No
- f) 海外に輸出する車両 は、自動車リサイクル法の対象であっても重量税還付はされない。 Yes No
- g) 自動車リサイクル法対象車の、永久抹消登録又は一時抹消後の解体届は重量税還付についての手続きと、別々にできる Yes No
- h) 自動車リサイクル法の対象自動車重量税の還付申請は車検残存期間が1ヶ月以上あることが必要である Yes No
- i) 自動車リサイクル法券の再発行はできる Yes No
- j) 財団法人自動車リサイクル促進センターから、陸運支局のシステムに、当該使用済自動車の解体された旨の報告がなければ一時抹消しかできない Yes No
- k) 車検証を紛失した、登録自動車の抹消登録に、車検証のコピーを使用できる。但し紛失理由書が必要となる Yes No
- l) ローンなどで中古の登録自動車や軽自動車を買った場合、所有権留保がついているケースが多々あります。各クレジット会社ではなく、一括して所有権留保解除の書類を出してくれる団体がある。 登録ネットワーク Yes No

m) 原則的に 所有権留保がついている場合は、自動車リサイクル法の関係で必ず、所有権解除してから抹消登録手続きする。	Yes	No
n) 移転登録と抹消登録を同時に行う、移転抹消登録の場合では移転登録が絡むのですが、車庫証明は必要ではない。	Yes	No
o) 廃車手続きする場合は、必ず現在ついているナンバープレートは返却する必要がある	Yes	No
p) 永久抹消登録する場合、移動報告番号が必要となるがそれは、自動車リサイクル券の番号である	Yes	No
q) 自動車重量税の還付申請が伴う廃車手続きが代理人申請の場合申請書(OCR)の代理人欄に代理人の押印が必要となる	Yes	No
r) 軽自動車の手続きについては、基本的に印鑑証明書は必要ない	Yes	No
s) 平成 28 年から重量税還付申請の場合、OCR にマイナンバー記入欄ができた	Yes	No
t) 軽自動車を未成年者が買う場合、親権者等の同意が必要です。	Yes	No